

**「横井運動場公園・大井川緑地外4施設」  
指定管理者募集要項等に関する質問書への回答**

令和2年9月7日

**資料名（募集要項）**

No.	ページ	項目名等	質問内容	回答
1	4	6 管理経費に関する事項 (1) 利用料金に関する事項	「③ 指定管理者は、市長が定める基準に該当するときは、利用料金を減免しなければなりません。」とありますが、市長が定める基準の根拠があればお示し下さい。	施設ごとに、島田市都市公園条例第42条及び島田市金谷体育センター条例第15条に示した基準に基づきます。 島田市都市公園条例の基準では、「公共的団体が公共又は公益のために、指定公園における行為又は指定施設の利用をする場合において、市長が特に必要があると認めるとき、及びそのほか市長が特に必要があると認めるとき。」としています。 また、島田市金谷体育センター条例の基準では、「教育委員会が特に必要があると認めるとき。」としています。 なお、島田市都市公園条例第41条及び同条例別表第4・第5に示した「利用料」については、市等が主催する行事等に係るものは、これを指定管理者の収入として見込まないものとします。
2	4	6 管理経費に関する事項 (2) 指定管理料に関する事項	「指定期間中の指定管理料上限額378,802千円（消費税及び地方消費税相当額を含みます。）」とありますが、履行期間の令和8年3月31日までに消費税率の改定があった場合は、消費税が関係する部分については委託費も「増額」になる、との理解でよろしいでしょうか。	本業務仕様書「26 リスク等に対する指定管理者の負担・分担及び保険加入等に関する事項」、及び同仕様書別記1「市と指定管理者のリスク管理、役割分担表」の項目「税制の変更」にあるとおり、市と指定管理者の協議によります。
3	6・8	9 申請の方法 (5) 申請書類 (6) 留意事項	(5)② 事業計画書（様式第24号・第2号）は、横井運動場公園等と島田市金谷体育センターで別々に提出が必要でしょうか。また、必要な場合8ページ (6) 留意事項に記載のある「⑥-イ 複数の事業計画書を提出した場合」には抵触しないという理解でよろしいでしょうか。	別々の提出の必要はございません。まとめて作成願います。
4	6	9 申請の方法 (5) 申請書類	② 事業計画書（様式第24号・第2号）は、横井運動場公園等と島田市金谷体育センターで別々に提出が必要な場合、「指定管理者指定申請書」＋添付書類、「金谷体育センター指定管理者指定申請書」＋添付書類の綴り順（綴り方）があればお示し下さい。	事業計画書は申請様式集に示した様式により、まとめて作成願います。 また、書類の綴り順（綴り方）は、仕様書にお示ししたとおり、(5)申請書類①から④の順に従い、クリップ留めとしてください。 なお、別々に内容を示す場合は、各様式内で、区別して作成願います。